

各 高等専門学校長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉

2026年度（令和 8 年度）大学等給付奨学生採用候補者の推薦について（依頼）

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本機構では、2026年度に高等専門学校 4 年生への進級又は大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を予定している高等専門学校 3 年生等を対象として、大学等給付奨学生採用候補者の推薦を受け付けます。

つきましては、経済的な不安がある学生等に対して、予約採用についてご周知いただくとともに、別紙の記載内容にご留意のうえ、申込希望者に対して所定の期限までに必要な手続きを行うようご案内いただき、給付奨学生採用候補者をご推薦いただくようお願いいたします。

2025年度から「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯の学生等への授業料等減免支援が拡充されました。

また、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）※に基づきマイナンバーについてはオンラインにより提出することとし、更に、「確認書（給付）」について、学校等を経由せず申込者から本機構に直接提出することとしことで、学校等によるこれらの取りまとめ事務は原則として不要となり、申込者（学生等）の負担も軽減いたしました。

引き続き、本機構の奨学金事業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（関係部分抜粋）

(17) 独立行政法人日本学生支援機構法（平15法94）

独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金（14条及び17条の2）の予約採用手続については、申請者及び地方公共団体が設置する高等学校等の事務負担を軽減するため、令和 7 年度の申請手続から以下の措置を講ずる。

- ・生徒及び生計を維持する者のマイナンバーについて、オンラインにより提出することとする。
- ・「貸与奨学金確認書」及び「給付奨学金確認書」について、高等学校等を経由せず、申請者から独立行政法人日本学生支援機構に直接提出することとする。